

令和7年3月19日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場	納期（履行）期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	油水分離槽浄化装置リース	久居駐業補給科	R07/04/01 ～ R08/03/31	R7.3.19	R7.3.27 10:00	R7.3.27 11:00		

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118
住所三重県津市久居新町975
契約機関名（担当）第337会計隊（坂本）
電話番号（内線）059-255-3133（内429）

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
油水分離槽浄化装置リース	仕様書のとおり	個	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業補給科	納 期	R07/04/01～R08/03/31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
油水分離槽浄化装置リース	仕様書のとおり	個	1		
	以下余白				
納入(履行)場所	久居駐業補給科	納期	R07/04/01~R08/03/31		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 7. 3. 26 17:00

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

仕 様 書 (R7 年度)

1 総 則

本仕様書は、久居駐屯地において使用している油水分離槽浄化装置リースについて必要な事項を規定する。

2 概 要

- (1)リース期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (2)内 容: 厨房油水分離槽用浄化装置
 - 浄化装置(食堂北側油水分離槽内) 1台
 - 油水分離槽の容量: 縦80cm・横160cm・高さ約180cm
 - 年間の汚泥発生量: 約5,000kg

3 細部仕様

- (1)装置は既設油水分離槽内に収まる物とし、一部が油水分離槽から外に出る場合は、外観良く及び歩行・作業動線を不必要に脅かさない取り回し・形態にすること。
- (2)曝気が必要な装置の場合は、当該油水分離槽は、公共下水に直結されているので、厨房からの排水流入時に曝気をしないように、電源にタイマー等を設置するなどの処置をすること。
- (3)器材の保守点検は毎月1回以上(年12回以上)実施すること
 - ア 点検の内容: 器材の電源・回路等の作動確認
 - イ 故障発生時の処置: 故障探求を実施し早急に修理を実施すること

4 保 障

- (1)請負業者は、リース期間内その浄化能力の維持を保障すること。
- (2)リース期間内に期待される浄化機能が発揮されない場合(汲取の必要性が認められる場合等)は、請負業者の責任において早急に汲取等の対応を適正にすること。
- (3)浄化能力向上のため薬剤等については、契約当初(4月)から納入。
- (4)リース器材の故障・不調が発生した場合、努めて速やかに対応すること。
- (5)リース器材の故障・不調で発生した損害についても補償すること。

5 その他

提出書類・写真(ネガ含む)等は、係の指示により提出すること。
本仕様書に明記していない事項については係との相互調整の上実施すること。